

別記第8号

国立大学法人浜松医科大学建設工事等競争契約参加資格審査基準

(趣旨)

第1条 国立大学法人浜松医科大学における施設整備事業に伴う競争契約参加資格審査については、国立大学法人浜松医学会計規則（平成16年規則第15号）、及び国立大学法人浜松医科大学契約事務規程（平成16年規程第46号）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この基準の定めるところによる。

(基本通知の適用)

第2条 施設整備事業実施のための競争契約参加資格審査に係るこの基準の運用においては、競争契約参加資格審査手続の簡素合理化に関する申合せ（平成6年1月12日）の規定を適用するものとする。ただし、同申合せ二（一）ウの規定は適用しない。

(規程の準用)

第3条 前条の他、この基準の運用においては、一般競争参加者の資格（文部科学大臣決定 平成13年1月6日）の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中「契約担当官等」とあるのは「理事(財務担当)」と、「会計法」及び「予算決算及び会計令」とあるのは「国立大学法人浜松医科大学会計規則等」と読替えるものとする。

(一般競争参加者の資格制限)

第4条 一般競争参加者の資格制限については、一般競争参加者の資格制限（文部科学大臣決定 平成13年1月6日）の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中「予算決算及び会計令」とあるのは「国立大学法人浜松医学会計規則等」と、「契約担当官等」とあるのは「理事(財務担当)」と読替えるものとする。

(指名競争参加者の資格)

第5条 指名競争参加者の資格については、指名競争参加者の資格（文部科学大臣決定 平成13年1月6日）の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中「予算決算及び会計令」とあるのは「国立大学法人浜松医学会計規則等」と読替えるものとする。

(指名基準)

第6条 指名基準については、指名基準（文部科学大臣決定 平成13年1月6日）の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中「予算決算及び会計令」とあるのは「国立大学法人浜松医学会計規則等」と、「契約担当官等」とあるのは「理事(財務担当)」と読替えるものとする。

(特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格)

第7条 特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格については、特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格（文部科学大臣決定 平成13年1月6日）の規定を準用するものとする。この場合において、同規程

中「予算決算及び会計令」とあるのは「国立大学法人浜松医科大学会計規則等」と、「契約担当官等」とあるのは「理事(財務担当)」と読替えるものとする。

(建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い)

第 8 条 建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについては、建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格等の取扱いについて

(文教施設企画・防災部長通知 2 文科施第 312 号 令和 2 年 12 月 8 日) の通知を準用するものとする。この場合において、同規程中「予算決算及び会計令」とあるのは「国立大学法人浜松医科大学会計規則等」と読替えるものとする。

(建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格者として認める者)

第 9 条 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示(令和 2 年 10 月 7 日文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長)(官報公示)」による手続きにおいて「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」を受けた者は、国立大学法人浜松医科大学における建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格者として認める者とする。

(設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加者の資格を持つ者として認めるもの)

第 10 条 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示(令和 2 年 10 月 7 日文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長)(官報公示)」による手続きにおいて「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」を受けた者は、国立大学法人浜松医科大学における設計・コンサルティング業務の一般競争(指名競争)参加資格者として認める者とする。

(共同企業体等の取扱い)

第 11 条 共同企業体等の取扱いについては、共同企業体等の取扱いについて
(文教施設部長会計課長通知 14 文科施第 252 号 平成 14 年 11 月 15 日) 及び「共同企業体等の取扱いについて」の事務処理について(契約情報室長通知 18 施企第 63 号 平成 19 年 3 月 15 日) の通知を準用するものとする。

この場合において、同通知中「予算決算及び会計令」とあるのは「国立大学法人浜松医科大学会計規則等」と、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「国立大学法人浜松医科大学工事請負契約細則」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「理事(財務担当)」と読替えるものとする。

(共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い)

第 12 条 競争入札における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについては、一般競争入札方式等における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについて(文教施設部施設企画課監理室長通知 13 施企第 42 号 平成 14 年 2 月 19 日) の通知を準用するものとする。

(指名停止の措置要領)

第 13 条 工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領については、建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について(文教施設企画部長通知 17 文

科施第345号 平成18年1月20日)及び設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて(文教施設企画部長 17 文科施第346号 平成18年1月20日)の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「支出負担行為担当官」とあるのは「理事(財務担当)」と読替えるものとする。

(情報公開)

第14条 競争参加資格及び基準等に関する情報公開については、工事に係る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表について(文教施設部長通知 13 文科施第63号 平成13年5月31日)の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「予算決算及び会計令」とあるのは「国立大学法人浜松医科大学会計規則等」と、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「国立大学法人浜松医科大学工事請負等契約細則」と読替えるものとする。